

令和6年度

保育所（園）・認定こども園

入所のしおり

公立・私立



保育所等とは…

亀岡市福祉事務所 保育課 保育幼稚園係
(保健センター (BCome+) 1階)
〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前 82 番地
TEL (0771) 25-5028 (直通)
FAX (0771) 25-5128

このしおりに記載のある「保育所等」とは、
保育所（園）・認定こども園（2号・3号認定子どものみ）を指します。

保育所等は児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いている、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳幼児を、教育・保育することを目的とした施設です。

幼児教育の場として利用させるためや集団生活に慣れさせるため、ということでは入所の対象とはなりません。したがって、どのご家庭の子どもも無条件に入所できるものではありません。

保育所等の入所を希望される場合、必ずこのしおりをよく読んでからお申込みください。



保育所等の入所の要件 ～保育の必要性の認定基準～

保育所等へ入所できる児童は、亀岡市内に居住し住民登録をされており、その児童の保護者等が次の①～⑨の事情に該当する場合です。

① 日常の家事以外の仕事をしている。【就労】

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働、30アール以上の農地で農業に従事していることなどを含む。

○1日4時間以上、かつ週3日以上就労していること。

* 就労先が確定している採用予定者についても上記に準じる。

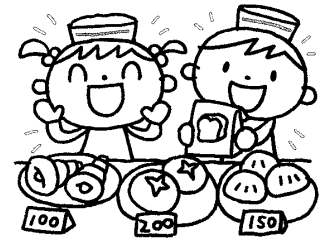
② 妊娠中であるかまたは出産後間がない。

産前2ヵ月、出産日から8週間後の日の翌日が属する月末まで。

(産前2ヵ月は出産予定月を含めません。)

③ 病気や負傷あるいは心身に障がいがある。

- 1 入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。
- 2 通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。
- 3 心身に障がいがある。(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。)



④ 病気や心身障がい者である同居親族等の看護をしている。

- 1 入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。
- 2 通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。
- 3 心身に障がいがある同居親族等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者)を常時看護することが必要と判断される場合。

⑤ 災害や風水害、震災などの復旧にあたっている。

災害、風水害、震災その他の災害の復旧にあたっている場合、その復旧に要する期間。

⑥ 求職活動を継続的に行っている。

入所の日、または離職の翌月から起算して3ヵ月まで。

⑦ 学校、職業訓練校等に在学している。

⑧ 虐待やDVのおそれがある。

⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要である。

産まれたお子さまが1歳を迎える年度の3月末まで。

認 定 に つ い て

◆認定とは

保育所等の利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

1号認定	満3歳以上で、市立幼稚園・認定こども園教育標準時間を希望する場合	
2号認定	満3歳以上	保育所等での保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満	

就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

◇「保育標準時間」(11時間)
 就労時間 週30時間以上、月120時間以上
 ※120時間の目安：週5日1日6時間

◆「保育短時間」(8時間)
 就労時間 月48時間以上上記未満
 ※月48時間以上：週3日以上かつ1日4時間以上

※ただし、恒常的に就労時間の都合で16時の降園時間に間に合わない場合は、保育標準時間を選択することができます。

※2号・3号認定は、いずれも「保育の必要性の認定基準」に該当していなければなりません。

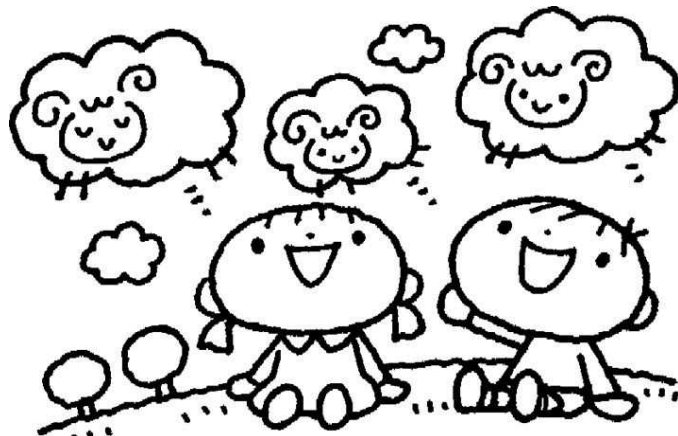
保育認定（2号・3号）の事由に基づく認定区分

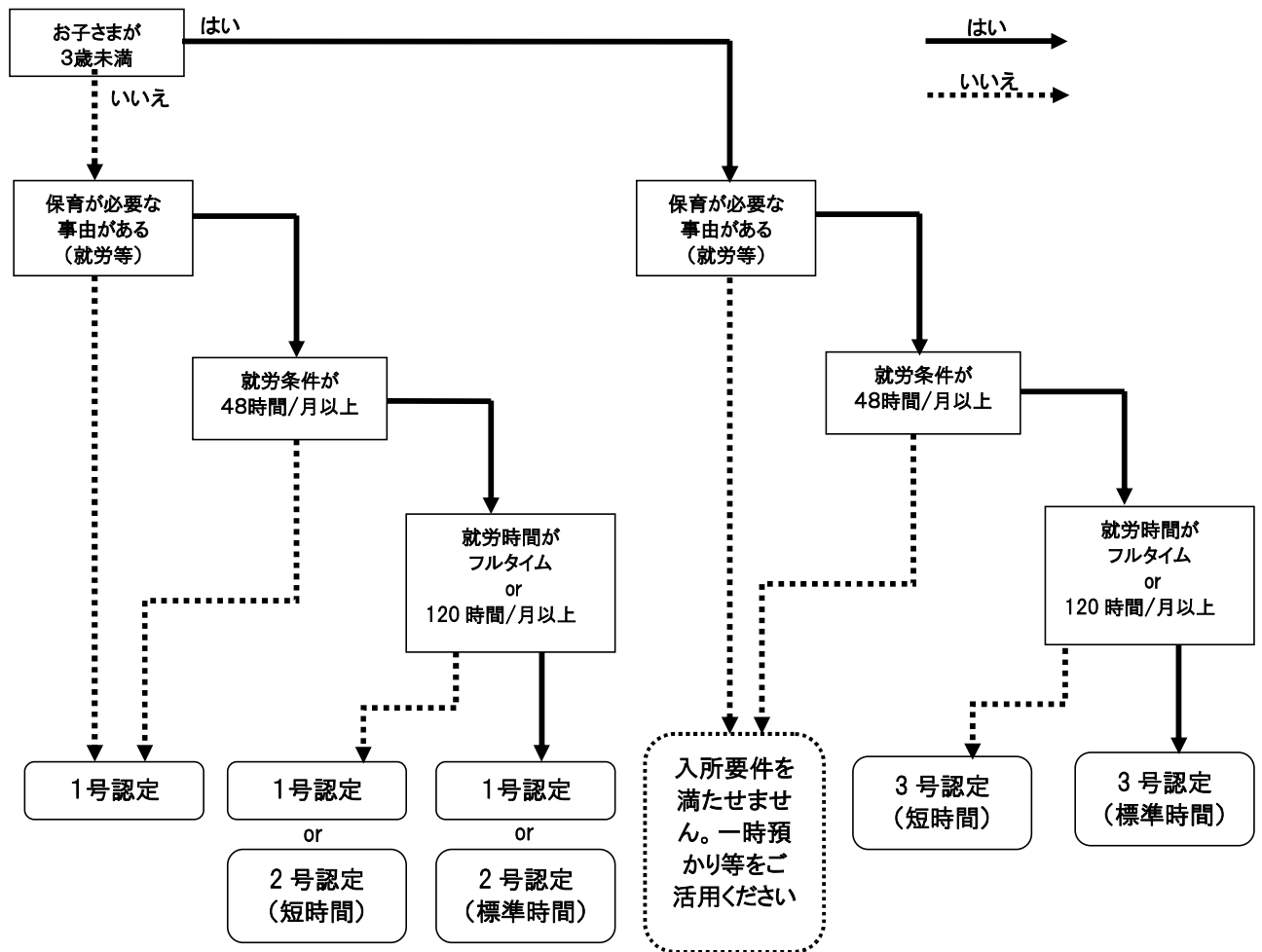
保育認定の事由に基づいて、下記のと通りの認定区分（保育標準時間・保育短時間）をします。

事由	保育標準時間	保育短時間	事由	保育標準時間	保育短時間
①就労⑦就学	就労・就学時間による		⑤災害復旧	○	—
②妊娠出産	○	—	⑥求職活動	—	○
③病気障がい	申請内容による		⑧虐待 DV	○	—
④病人の看護	申請内容による		⑨育児休業	—	○

※表内の①～⑨の番号は、P1の保育所等の入所要件の番号と同じです。

ご家庭がどの区分に該当するか、次ページの表を参考にしてみてください。





入所申込み手続き

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等に必要事項を記入のうえ、次頁の必要書類を必ず添付して、児童1名につき教育・保育給付認定申請書兼入所申込書各1部を期日までに保護者等が提出してください。

(4月一斉入所申込みは別途案内をご覧ください。)

入所日は、毎月の初日付けとなります。月途中からの入所はできません。

年度途中の入(退)所は、前月10日までに手続きが必要です。

※4月入所は、申込期限が異なります。別途案内をご覧ください

認定こども園の教育標準時間認定(1号認定)を希望する場合は、園で受付を行いますので、詳しくは各園にお尋ねください。



必要書類

※教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等の提出後、入所申込みを取り消される場合は、必ず保育課まで連絡してください。

保育することができない状況を証明する書類 ※必要に応じて、実態調査を実施します。

- (1) 外勤の場合…就労証明書（様式1）…**勤務先で証明**
変則就労の場合、シフト表など勤務形態の確認できる書類の添付が必要です。
- (2) 自営業の場合…自営業状況申立書（様式2）…**事業主の申立による証明**
所定の報告書に事業主が記入のうえ、添付書類とともに提出してください。
専従者は『就労証明書（様式1）』を提出してください。
- (3) 内職の場合…就労証明書（様式1）…**内職先で証明**
- (4) 農業の場合…耕作状況報告書（様式3）
所定の報告書に従事する方が記入してください。亀岡市にある農地の場合は、
保育課保育幼稚園係から農業委員会に耕作状況の確認をします。市外にある
場合は、所定の報告書を提出してください。
- (5) 療養・看護・介護の場合…診断書（様式3）…**主治医の証明**
- (6) 産前・産後の場合…出産（予定）申告書（様式3）と母子健康手帳の写し
（表紙と出産予定日・出産日の記入してあるページのコピーを添付して
ください。）
- (7) その他…在学証明書・身体障害者手帳等の写し等。

*親族で16歳以上65歳未満の方が同居している場合、その方について上記いずれかの証明書の提出があれば、入所において未提出の方よりも優先されます。

保育料算定に必要な書類

◆令和5年1月1日時点で、海外赴任等で日本に住民登録のない方は、令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得の支払証明書（円換算したもの）を提出してください。（9月～3月入所は令和5年1月1日～令和5年12月31日分）

※保育料の算定においては、マイナンバーを利用した情報連携により市区町村民税の課税状況を確認します。教育・保育給付認定申請書兼入所申込書に、必ずマイナンバーを記載し、申請書提出の際はマイナンバーが確認できる書類の持参をお願いします。

提出期日 入(退)所希望月の前月10日まで（10日が土曜、日曜、祝日の場合、休日明けの日）

提出場所 亀岡市福祉事務所 保育課 保育幼稚園係
（保健センター（BComet）1階 1番窓口）

*添付書類の不備や記入もれがあった場合、受付できません。

※ 保育所等名・所在地・入所定員・開所時間・入所月年齢等は「保育所等一覧表」（P9・10）でご確認ください。

保育料について

※私立・公立とも同額です。

保育料無償化について

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児～5歳児の全てのお子さま及び0歳児～2歳児の市民税所得割額非課税世帯のお子さまについては、保育料が無償となります。

※保育所等に入所している場合、延長保育事業や病児保育事業など、その他の保育サービスに関する費用については、無償化の対象外となります。

※無償化後も保育料以外の実費徴収（副食材料費や行事にかかる費用など）は発生します。副食費について、詳しくは、次項をご覧ください。

保育料の決定

(1) 毎月の保育料は、世帯の市民税額により決定します。
P11の保育料表（令和5年度）を参考にしてください。

(2) 保育料の算定基準

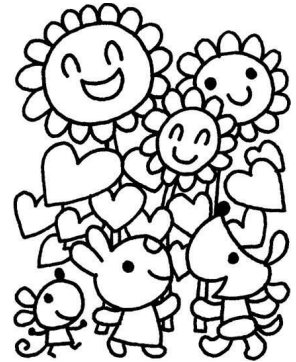
◆4月～8月の保育料

令和4年1月～令和4年12月の収入から算定された令和5年度市民税所得割額等から算定します。

◆9月～翌年8月の保育料

令和5年1月～令和5年12月の収入から算定された令和6年度市民税所得割額等から算定します。

(3) 亀岡市では令和5年度から第2子以降保育料無料化助成事業（所得制限・きょうだいの年齢制限なし）をしています。同一家庭内の第2子以降については保育料が無料です。



保育料の納付（保育所（園）・公立認定こども園のみ）

◆納付方法

納付は口座振替です。

※保育料を滞納すると、勤務先自宅への電話や給与等の差押え等を受けることがあります。

※保育施設の運営には、お子さまの健康と安全を守るために、給食費や人件費など多くの経費がかかっています。亀岡市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内の納付にご協力をお願いします。

◆口座振替…振替日は各月末です。月末が金融機関休業日の場合は、その翌営業日になります。（預金不足で引き落としができない場合は、3月分を除き翌月に再度振替を行います。）

◆手続き方法

(1) ペイジー口座振替受付サービス

保育課保育幼稚園係窓口（保健センター（BCome+）1階1番窓口）で簡単に申込みができます。（詳しくは下記の表をご覧ください。）

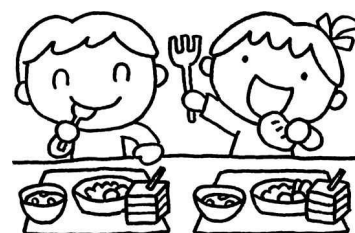
(2) 「市税等預（貯）金口座振替依頼書」の提出

「市税等預（貯）金口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印し、金融機関の窓口又は保育課保育幼稚園係にて手続きしてください。

ペイジー口座振替受付サービス	申込方法	専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで申し込めます。
	取扱金融機関	京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿労働金庫、京都農業協同組合、ゆうちょ銀行
	持ち物	・口座振替を希望される預貯金口座のキャッシュカード （暗証番号の入力が必要です） ・保険証・運転免許証など本人確認ができるもの

私立認定こども園の保育料の納付

私立認定こども園に入園される方は、支払先が園になります。
園の指示に従い納付してください。



副食費について

3歳児～5歳児のお子さまについては、保育所等での給食の材料にかかる費用（副食費）について実費負担が必要となります。（主食は、給食又は現物持参となります。）

ただし、世帯の市民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯などの特別認定世帯は77,101円未満）の場合などは副食費が免除されます。

※0歳児～2歳児の副食費は、保育料に含まれています。

副食費の金額・お支払いについて

副食費の金額は各保育所等で設定し、各保育所等へのお支払いとなります。金額・支払方法等についての詳細は各園にお問い合わせください。

なお、公立保育所・公立認定こども園は月額4,500円（令和5年度現在）で、原則口座振替での納付となります。口座振替の登録は、上記保育料の手続き方法と同じです。

入所決定

公立・私立の保育所（園）および認定こども園（2号・3号認定こども）の入所承諾は、亀岡市で決定します。

原則として希望にしたがって保育所等を決定しますが、子ども・子育て支援法に基づき入所要件の「家庭における児童の保育を必要とする状態」であることが必要です。家庭で保育できる状況にある児童は保育所等に入所することができません。

保育所等の定員を超えてしまったり、保育体制等の都合により第2、第3、第4希望保育所等への入所となることがありますので、あらかじめご了承ください。

ただし、希望園が1園のみでも、複数園あっても入所調整の不利には影響しません。

保育について



- ① 新規に入所した児童については、しばらくの間は保育時間を短くし、徐々に保育所等の生活に慣れるようにしていきます。
- ② 保育所等の休所日は、日曜・祝日・振替休日・年末年始等です。なお、保育所等の行事・風水害等で臨時休所することがあります。（市立第六保育所で休日保育を実施しています。）
- ③ 保育所等のクラス編成等により異年齢児との混合クラスになる場合があります。
- ④ 気象警報が発表されたときなどは、保育時間内であっても迎え等の対応をお願いします。

入所後の留意事項

保護者の住所・就労状態・家庭の状況等の教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を保育課保育幼稚園係まで届け出てください。

下記のことに該当すると認められる場合は、保育の実施を解除（＝退所）することがあります。あらかじめご承知おきください。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等の記載内容と事実が異なると認められる場合。
- ② 入所児童が疾病やその他の事由により集団保育に耐えられないと認められる場合。
- ③ 保護者が就職活動中等の理由で申立書により児童が入所し、所定の期間を過ぎても就労実績が確認できる就労証明書等が提出されない場合。
- ④ 亀岡市内に居住かつ住民登録がなくなった場合。

認定こども園について

認定こども園とは

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行う機能を有し、子育て家庭を対象に、施設に通っていないなくても、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行うといった特徴を有した施設です。また保護者の就労状況などが変化した場合（退職など）でも3歳以上の子どもであれば、空きがある場合には同じ施設に継続して登園できることが特徴の一つです。

認定こども園の申込み

認定こども園（2号認定・3号認定）の入園手続きについては、保育所（園）の入所申込みと同じです。必要書類を添付し、申込み期日までに保育課に提出してください。認定こども園（1号認定）の入園手続きについては、直接施設へお問い合わせください。

保育料の納付について

私立認定こども園の保育料は保育所（園）と同様に亀岡市が決定しますが、納付については、保育所（園）とは異なり、直接施設にお支払いいただきます。

なお、公立認定こども園の保育料は、保育所（園）と同様に亀岡市にお支払いいただきます。

一時保育について

突発的な就労やリフレッシュ目的など、P1の保育所等の入所要件に該当しない場合などは、一時保育をご利用ください。※一時保育を実施している施設は「保育所等一覧表（P9・10）」でご確認ください。

申込みについて

一時保育の申込み手続きは、各施設に直接申込みとなります。



対象年齢や1日当たりの利用定員、利用時間、利用料は施設により異なりますので、詳細については直接施設へお問い合わせください。

なお、保育所等を利用していないが、P1の保育所等の入所要件に該当する3歳児～5歳児の全てのお子さま及び0歳児～2歳児の市民税所得割非課税世帯のお子さまについては、一時保育にかかる保育料が無償となります。（ただし、年齢や施設の利用状況等により無償化の上限額が異なります。病児保育事業などのその他の保育サービスを同月内に利用した場合も、利用金額を合計し上限額の適用となります。）

※料金は通常の保育料とは異なり、利用の際に一旦お支払いいただいたうえで、後日市に請求をいただき、市から返金します。

令和6年度 保育所等一覧表 (令和6年4月1日予定)

市立	保育所名	所在地 電話番号 入所定員／入所月齢	開所時間				特別保育等
			①保育短時間認定(8時間)		②保育標準時間認定(11時間)		
保 育 所	川東保育所	馬路町流川30-1	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30			利用者支援事業
		22-2176 125人／産休明け・57日目から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30			
	中部保育所	曾我部町穴太川原口34-1	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30			利用者支援事業
		23-0310 90人／産休明け・57日目から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30			
	東部保育所	篠町野条下川1	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30			利用者支援事業
		23-2382 150人／産休明け・57日目から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30			
第六保育所	北河原町1丁目1-1	【平日】7:30 ~ 19:00	【土曜】7:30 ~ 15:30			一時保育	
	24-0345 200人／産休明け・57日目から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30			利用者支援事業 休日保育	
※2 別院保育所	東別院町南掛正之垣内10	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30			自然保育	
保津保育所	27-2121 40人／満1歳から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30				
	保津町五番60-2	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30			自然保育	
23-6835 50人／満1歳から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30					
	[保育所型] 本梅こども園	本梅町井手早田垣内13-2	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30		自然保育	
26-3044 44人／産休明け・57日目から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30				利用者支援事業	
	[保育所型] 森の自然こども園 東本梅	東本梅町東大谷生子田69	【平日】7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 14:30 ※1		自然保育	
26-2505 36人／満1歳から	① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	① 8:00 ~ 14:30 ② 7:30 ~ 14:30					

※1 土曜保育について

森の自然こども園東本梅では、保育の希望がある日のみ開園します。

※2 別院保育所は、令和6年4月1日から「保育所型認定こども園」へ移行予定であり、現在、設置認可に向け準備中です。

◇亀岡市立保育所の病児・病後児保育(体調不良児対応型)について

○令和5年度は、川東・中部・東部・保津保育所で実施しています。

◇休日保育について

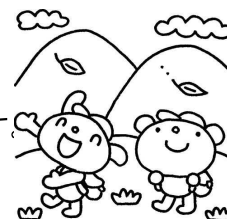
○第六保育所で実施しています。対象児童は、亀岡市内の保育所等に入所しており、休日に保育することができない状況にある児童です。

◇利用者支援事業について

○保育所等や幼稚園、子育て支援サービスなどに関する情報提供をはじめ、子育て中の保護者や妊娠している人に対する相談対応を行っています。

◇自然保育について

○『別院保育所』、『保津保育所』、『本梅こども園』、『森の自然こども園東本梅』では、自然あふれる亀岡の魅力を生かした特色ある保育として、「亀岡型自然保育」を実施しています。ご関心のある方は、保育課または保育所・こども園へお問い合わせください。



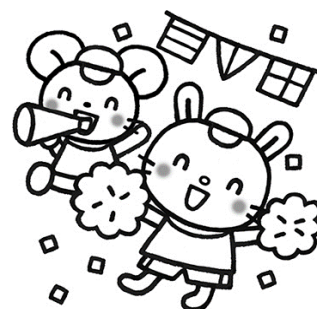
令和6年度 保育所等一覧表 (令和6年4月1日予定)

私立	保育所等名	所在地 電話番号 入所定員/入所月齢	開所時間		特別保育等
			①保育短時間認定(8時間)	②保育標準時間認定(11時間)	
保 育 園	※3 亀岡保育園	北古世町1丁目18-1 22-0469 300人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 17:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 17:00	
	亀岡保育園 分園あららぎ	突抜町43-3 22-0469 50人/産休明け・57日目から(0~2歳のみ)	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	本園で実施	
	めぐみの園保育園	篠町広田2丁目17-18 24-1661 251人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 20:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 18:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	
	めぐみの園保育園 にじいろ分園	篠町広田2丁目26-13 24-1650 30人/産休明け・57日目から(0~2歳のみ)	【平日】7:00 ~ 20:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	本園で実施	平日18時以降 の保育は本園 で実施
	太田保育園	薄田野町太田竹ヶ花20-1 23-1139 200人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 17:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 17:00	
	亀岡あゆみ保育園	篠町篠下中筋45-1 24-6770 205人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 20:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 18:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	病児・病後児保育※4 平日19時以降の 保育は馬堀駅前 分園で実施
	亀岡あゆみ保育園 馬堀駅前分園	篠町馬堀駅前2丁目6-1 21-2626 30人/産休明け・57日目から(0、1歳のみ)	【平日のみ】7:00 ~ 20:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	本園で実施	一時保育 病児・病後児保育※4
	上西山あゆみ保育園	亀岡市篠町篠上西山8-1 25-8685 215人/産休明け・57日目から	【平日のみ】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 18:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	病児・病後児保育※4
	くわの実保育園	三宅町1丁目3-21 24-3876 60人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 17:30 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 17:30	一時保育 第3土曜日のみ 12:30まで
	はこべ保育園	篠町浄法寺中村8 22-6090 60人/産休明け・57日目から	【平日】7:30 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 18:30	【土曜】7:30 ~ 17:30 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:30 ~ 17:30	第3土曜日のみ 12:30まで 2~5歳児までは 異年齢保育実施
認 定 こ ど も 園	[幼保連携型] 大井こども園	大井町並河1丁目24-25 23-7015 165人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 18:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	一時保育 病児・病後児保育※4
	[幼保連携型] 大井こども園 並河駅前分園	大井町土田2丁目11-20-109 23-7934 25人/産休明け・57日目から(0~2歳のみ)	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	本園で実施	一時保育 病児・病後児保育※4
	[幼保連携型] 千代川こども園	千代川町千原片ホコ15 23-7911 175人/産休明け・57日目から	【平日】7:00 ~ 19:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	【土曜】7:00 ~ 18:00 ① 8:00 ~ 16:00 ② 7:00 ~ 18:00	一時保育 病児・病後児保育※4

*** 延長保育の申込みは、入所決定後、保育所等へ直接申し込んでください。
(第六保育所及び私立保育所・認定こども園で実施しています。)**

※3 亀岡保育園は、令和6年4月1日から「幼保連携型認定こども園」へ移行予定であり、現在、設置認可に向け準備中です。

※4 病児・病後児保育(体調不良児対応型)は、事業実施保育園等在園児童が保育中に体調不良となった場合、保育園等が安全・安心な体制を確保し、保健的な対応等を図るものです。



令和5年度 保育料表

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 (月 額)	
		上段:短時間保育料 (円)	
		下段:標準時間保育料 (円)	
	定 義	3歳未満児(3号)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0 0	
B	市町村民税非課税世帯	0 0	
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	8,500 10,300	
C2	10,000円未満	10,200 12,000	
C3	10,000円以上 ~ 48,600円未満	11,800 13,800	
C4	48,600円以上 ~ 57,000円未満	14,600 16,800	
C5	57,000円以上 ~ 63,000円未満	16,100 18,700	
C6	63,000円以上 ~ 67,000円未満	18,900 22,100	
C7	A階層を除く当該 年度分(4月から8 月にあつては前年 度分)の市町村民 税の額の区分が 次の区分に該当 する世帯	67,000円以上 ~ 77,000円未満	
C8		77,000円以上 ~ 97,000円未満	
C9		97,000円以上 ~ 110,000円未満	
C10		110,000円以上 ~ 130,000円未満	
C11		130,000円以上 ~ 150,000円未満	
C12		150,000円以上 ~ 169,000円未満	
C13		169,000円以上 ~ 301,000円未満	
C14		301,000円以上 ~ 397,000円未満	
C15		397,000円以上 ~	
			24,300 28,800 27,000 30,000 33,000 38,500 40,000 43,000 42,000 44,000 43,900 44,500 49,500 55,000 51,000 56,500 67,300 72,800

※ 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定します。

※ 児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。

保育所等Q & A



Q1 教育・保育給付認定が受けられない場合がありますか？

2号・3号認定については、就労時間などにより保育を必要とする事由に該当しない場合は、受けられないことがあります。

Q2 保育短時間で認定されましたが保育標準時間に年度途中で変更できますか？

教育・保育給付認定変更申請書*を提出してください。ただし、保育標準時間で認定されるためには月120時間以上就労している等（P2）の事由が必要です。就労証明書等で保育の必要性が確認できない場合は、保護者の希望があっても保育標準時間で認定することはできません。

なお、保育標準時間から保育短時間に変更することも可能です。

※提出期限は、変更希望月の前月10日まで。月途中の変更はできません。

Q3 どの保育所等をいくつ希望するかで、入所調整に影響はありますか？

いくつ希望しても入所調整の不利には影響しません。保育所等の利用調整は、保護者の希望順位が高い保育所等から調整をしていきます。（認定こども園も含みます。）

つまり、複数の保育所等を希望した場合、第1希望で決定しなかったときに、第2希望の調整、第2希望で決定しなかったときに第3希望の調整という順に調整していきます。

なお、第1希望のみの場合は、第1希望で決定とならないと、その時点で入所保留となります。希望していたのにも関わらず、入所決定後にキャンセルをされると、ほかの入所待機者に迷惑が及びますので、必ず通える範囲で申請してください。

Q4 今は無職でこれから仕事を探したいのですが、入所の申込みはできますか？

入所の申込みはできますが、保育短時間での認定になります。ただし入所承諾期間は3ヵ月間となります。その間に就労証明書等で就労が確認できた場合は、継続して入所ができます。

Q5 育児休業中でも入所できますか？

育児休業中は保育所等に新規入所できません。新規に入所を希望される場合は、育児休業が終了し、仕事に復帰する月の前月の入所から申込みすることができます。

また、育児休業取得中に、すでに保育を利用しているお子さまがいて、継続利用が必要な場合は、産まれたお子さまが1歳を迎える年度の3月末までは利用していただけます。なお、育児休業期間中は、保育短時間認定になりますのでご注意ください。



Q6 祖父母等が同居していても保育所等の申込みはできますか？

申込みはできますが、16歳以上65歳未満の親族（児童の祖父母、兄姉、おじ、おば等）が同居しており、その親族についても保育を必要とする旨の証明のある児童が入所において未提出の方よりも優先されます。

（入所時に同居親族の年齢が65歳以上であれば証明は不要です。）

Q7 母親が出産のため、産前産後の期間、保育所等に入所しましたが、引き続き保育所等に入所できますか？

規定の期間が過ぎると入所資格はなくなります。



Q8 仕事を辞めました。保育所等は退所しなければなりませんか？

仕事を辞めて、その他に保育所等入所資格がない場合は、保育所等は退所となります。ただし「次の仕事を探す」という場合は引き続き3ヶ月間のみ保育所等の入所は可能です。その後就労証明書等が提出されれば継続することができます。

Q9 就労証明書等の必要書類は、申込み時に一度提出すれば卒園まで提出する必要はありませんか？

翌年度、継続保育を希望される場合は、改めて書類の提出が必要です。提出がなければ保育の必要性の基準を満たさず、退所になります。また、証明の記載等に変更があった場合は、その都度、提出が必要です。

Q10 亀岡市以外の市町村に居住していますが、亀岡市内の保育所等に入所できますか？

亀岡市内の保育所等に入所できるのは、亀岡市内に居住し住民登録をされている児童のみです。

なお入所申込み時に亀岡市以外の市町村に居住している方で、入所までに転入することが確実な場合は、申込みできます。

* 亀岡市では、2010年度から広域入所制度（居住地以外の市町村に所在する保育所に保育を必要とする何らかの理由で入所を希望される場合、市町村間で受委託をして入所の手続きを行うもの）を実施しています。市町村ごとに実施基準がありますので、ご希望の場合は、保育課までお問い合わせください。

Q11 食物アレルギーがあります。給食はどのような対応になりますか？

アレルギーのため食べることができない食物があるお子さまの給食については、除去食にて対応します。除去する食物等について事前に詳細をお伺いします。

* 授乳期のお子さまの対応につきましては、各保育所等にお問い合わせください。

Q12 離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料はかわりますか。

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を保育課まで届けてください。届出の内容に応じて、保育料が変更になる場合があります。また、保護者がひとり親家庭でなくなった場合も、保育課に届出が必要です。

Q13 転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

所定の就労証明書を提出してください。

*転職していなくても、時間・場所等就労証明書の内容に変更があれば届出が必要です。

Q14 欠席した場合、保育料は日割り計算されますか？

欠席については、原則として理由・日数に関わらず日割計算はされません。

認定こども園について

Q15 認定こども園を利用したい場合、手続きはどうすればいいですか？

3歳以上で教育のみを希望される場合(1号認定に該当)は、認定こども園に直接申込みを行ってください。その後、保護者から園を通じて市に教育・保育給付認定の申請をいただき、市が認定を行い、保護者が園と契約をしていただくこととなります。

3歳以上で教育・保育の両方を希望される場合(2号認定に該当)や3歳未満で保育を希望される場合(3号認定に該当)は、まず、亀岡市保育課に教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を提出してください。その後、市が利用調整を行ったうえで、利用する園と契約をしていただくこととなります。

Q16 入園の選考は、誰が、どのように行うのですか？

利用希望者が園の定員を超える場合の入園の選考は、

○1号認定の子どもについては、園があらかじめ保護者に選考基準を明示して、園が行います。

○2・3号認定の子どもについては、保育の必要の程度を勘案し、市が利用調整を行います。※亀岡市では、令和6年度4月入所申込分から指数により保育の必要性の優先順位を判断する予定です。指数は別途亀岡市ホームページ等で公開予定です。

Q17 認定こども園の保育料は誰が決めるのですか？

亀岡市が保護者の市民税所得割額等から決定します。

納付については、公立認定こども園の場合は、亀岡市に納付していただきますが、私立認定こども園の場合は、園に直接納付していただくこととなります。

市民税所得割は、市から送られてくる通知書のどの部分を
みればわかるのでしょうか？

通知書の様式は、亀岡市のものなので、亀岡市以外で住民税が課税されている方の通知書の様式とは異なることがあります。以下の矢印で示す欄を見ていただければわかります。

【住民税が給与天引きの方の通知】

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	営業所得 不動産所得 雑所得 配当所得 一時所得	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
----	-------------------------	------------------------	--------------------------------------	------	--

所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	控除額	所得割額
------	---	-----------------------------------	---------	-----	------

(摘要) ○充当額 円

住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、
該当する場合は⑥欄に加算してください。

市民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	府民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑬-⑩-⑪ 変更前税額⑫ 増減額⑬-⑫ 変更月
-----	--	-----	--	--

⑥欄

【住民税が給与天引きでない方の通知】

市民税・府民税課税明細書

納税義務者氏名 _____ 通知書番号 _____

所得金額の内訳				所得控除の内訳		課税標準額		課税標準額に対する所得割額	
項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	市民税(円)	府民税(円)
収入金額		分離短期譲渡所得		雑損		総所得金額			①
所得金額 (所得金額調整控除)		分離長期譲渡所得		医療費		短期所得金額			
公的年金収入金額		土地等		社会保険料		長期所得金額			
公的年金所得金額		株式等譲渡所得		小規模共済等		山林所得金額			
その他雑所得		分離配当所得		生命保険料		その他所得			
営業等所得		先物取引所得		地震保険料		合計算出所得割額			
農業所得		山林所得		障・寡・ひ・勤		調整控除			②
不動産所得		その他の所得		配偶者・配偶者特別		配当控除			
配当所得				扶養		住宅借入金等特別税額控除			
利子所得		前年繰越損失		基礎		寄附金税額控除			
総合譲渡・一時所得						外国税額控除・調整額			
						配当割額・株式等譲渡所得割額控除			
総所得金額等		合計所得金額		所得控除合計額		所得割額			
						均等割額			
						年税			
						給与特別徴収税額			
						普通徴収税額			
						所得割より控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			
						還付額			

①-② が保育料算定上の
市民税所得割額になります。

配偶者	扶養	扶障	本人該当区分	専従者	他家
控老配	特同居	特同居	未成年	配偶者	その他
配配特	定同居	障障	障障	その他	屋敷